

## ■ 海外留学奨学金

本学学生の留学を奨励するために、学納金を減免または奨学金を給付して、留学参加を援助することを目的とした奨学金です。

### ● 種類・給付額・給付方法・返還

種類	対象留学期間	対象者	給付額	給付方法	返還
第一種奨学金	1 セメスター	特待生でない者	施設設備費半額相当額	施設設備費と相殺	不要
第二種奨学金	1 セメスター	第二種特待生	施設設備費 1/4 相当額	施設設備費と相殺	不要
第三種奨学金	1 セメスター	第一種特待生	50,000 円	給付	不要
第四種奨学金	2 セメスター	特待生でない者	授業料 1/4 並びに施設設備費半額相当額	授業料・施設設備費と相殺	不要
第五種奨学金	2 セメスター	第二種特待生	授業料 1/8 並びに施設設備費半額相当額	授業料・施設設備費と相殺	不要
第六種奨学金	2 セメスター	第一種特待生	施設設備費半額相当額	施設設備費と相殺	不要

### ● 説明

- 対 象：本学が企画した 1 セメスター以上の海外留学参加者が対象です。
- 手 続：申込書を提出後、所定の申請書に必要事項を記入の上、学生センターへ提出してください。
- 給 付：当該学期の施設設備費・授業料と相殺されて給付されます。（第三種は直接給付されます。）他の奨学金を受給していたり、特待生が継続している場合でも、この奨学金を受給することができます。その場合この奨学金の給付額は奨学金受給の上限額の積算には含まれません。